

120

幡東參後第一六八號

昭和二十年拾月廿日 安付

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧、衣料、衛生材料
其他所要物資ノ補給並ニ宿營施設ニ關スル件通牒

昭和二十年十月八日

東部軍管區參謀長

朱文陸軍參謀本部

首題ノ件別紙ノ如ク決定セラレタルニ付通牒ス

追テ之ガ業務ノ實施ニ關シテハ次第指示セラルベキニ付申添フ

通牒先 富士、建、捷、斷、房、陸軍留守業務部、軍管區臨時兵站部、内鐵、東鐵、
 東船隊、日海隊、東京、宇都宮、長野各師管區、東京、浦和、横濱、甲府、
 宇都宮、千葉各師管區、東兵補、長兵補、浦糧支、東被支、衛生材料支廠
 粿支、獸資本

0702

文官會議決定
昭和三五、一、四

0703

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧・衣料・衛生材料・其他所要物資ノ補給並ニ内地歸還後ニ於ケル宿舎施設ニ付テハ左ニ依リ各令ニ於テ擔任シ關係各省ノ緊密ナル連絡ニ依リ其ノ實ニ遠慮ナキモ可也スルモノトス

(一)現地自活不可能ナル地域ニ對スル物資ノ補給

現地自活不可能ナル別記地域ニ對シテハ總治力營ノ調達出事地ニ於ケル集積保管等及輸送ハ事ノ存スル間ハ運送於テ擔任シ體ノ復興事業ノ所管場ニ於テ擔任スルモノトス

(二)海上輸送間ノ物資補給

海上輸送間ノ物資補給ニ付テハ國庫省・海軍省・總力ノ下ニ農林省・商工省・厚生省等ニ於テ擔任スル上田邊境ニ集積ノ運送當ニ於テ保管輸送ハ専任スルモノトス

(海軍艦船ニ依ル輸送の場合ニ在リテハスペチ海軍船並ニ於テ専任スルモノトス)

(一) 内地上陸後ノ補給及宿舎

各事務所屬ノ者ニ於シテハ地方廳又ハ各領事先機ニ努力、下ニ記（）事
復員後ニ於テハ（復員事務所・所管廳）ニ於テ就任スルモトノトス
（二）一般歸還邦人ニ就シテハ、農林省・關口總・國山等事務所於テ調査
調査シ上陸地ニ集散シ上陸地ニ設置セリルベキ事務所ニ於
テ保管交付スルモノトス

内地土陸後ニ於ケル一般歸還邦人ニ就シテハ、（）事務所ニ於テ就任
シ引揚民事務所ニ於テ就任スルモノトス

（三）海外堅隸及海外邦人、歸還ニ就スル上陸地、各領事館・關口總・國
絡・緊密ナラシムニ爲各該領事館・關口總事務會・該領事館又ハ共通轉
務所・該ケ歸還地事務所・該領事館・該領事館・該領事館・該領事館・該領事館

・四丁設置・豫選セリルモトス

（備考）（）事務所ニ於テ就任スルモノトス

（備考）（）事務所ニ於テ就任スルモノトス

0704

記

現地自活不可能なる地域

ニューギニア 南東太平洋（除ラバウル）中部太平洋

比島沖繩

0705